



# 埼玉県報

第578号  
令和6年(2024年)  
12月24日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(地域政策課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし(文書課)
- 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例のあらまし(社会福祉課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業創造課)
- 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例のあらまし(金融課)
- 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(河川砂防課)
- 特定都市河川浸水被害対策法施行条例のあらまし(河川砂防課)
- 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例のあらまし(水道企画課)
- 埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例のあらまし(水道企画課)
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(教職員課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(運転免許課)

### 条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域政策課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(文書課)
- 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例(社会福祉課)

- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業創造課）
- 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（金融課）
- 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例（河川砂防課）
- 特定都市河川浸水被害対策法施行条例（河川砂防課）
- 埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（水道企画課）
- 埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（水道企画課）
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（運転免許課）

## 規則

- 地方税法第396条第3項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則（市町村課）
- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

## 訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）

## 管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

## 告示

- 埼玉県川口地方庁舎ほか16施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）
- 越谷都市計画下水道（吉川市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 蓮田都市計画下水道（白岡市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 加須都市計画下水道（加須市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 令和6年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務

委託に伴う告示（交通規制課）

- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告（水道管理課）
- 水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する入札公告（水道管理課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（財政課）

### 一 趣旨

旅券法施行令の一部改正を踏まえ、一般旅券発給手数料の額を改定するとともに、大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴い、大麻草採取栽培者免許手数料の額を改定等するための改正

### 二 内容

(一) 一般旅券発給手数料の額の改定

(例) 一般旅券発給手数料（未交付失効を除く）

現行	書面申請	二千円
	オンライン申請	二千円
改正後	書面申請	二千三百円
	オンライン申請	千九百円

(二) 大麻草採取栽培者免許申請手数料の名称及び額の改定等

(例) 大麻草採取栽培者免許申請手数料

手数料名称	現行	大麻草採取栽培者免許申請手数料
	改正後	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
手数料額	現行	七千円
	改正後	二万千八百円

### 三 施行期日

二(一)については令和七年三月二十四日、二(二)については令和七年三月一日又は公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（地域政策課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

### 二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（二事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務等（六事務）
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和七年四月一日

ただし、一部は令和七年七月一日など

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（人事課）

### 一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

### 二 内容

- (一) 給料表を若年層に特に重点を置いて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (三) 会計年度任用職員の報酬改定に係る規定の整備

### 三 施行期日

公布の日。ただし、(二)の令和七年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和七年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（人事課）

### 一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

### 二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

ただし、知事については、当分の間、これまでの月数で支給する。

### 三 施行期日

公布の日。ただし、令和七年度以降の期末手当の支給割合は令和七年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉  
県条例第五十号）（文書課）

### 一 趣旨

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を整備するもの

### 二 内容

- (一) 既存の三十四条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正
- (二) 経過措置を規定

### 三 施行期日

令和七年六月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例（埼玉県条例第五十一号）（社会福祉課）

### 一 趣旨

拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることと、その解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とするもの

### 二 内容

#### (一) 基本理念

ア 拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。

#### (二) 県の責務

ア 県は、基本理念にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施する。

イ 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行う。

#### (三) 県民の役割

ア 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努める。

イ 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供する。

#### (四) 啓発

県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する啓発を積極的に行う。

(五) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施する。

(六) 教育

ア 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努める。

イ 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(七) 職員に対する研修

ア 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずる。

イ 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずる。

(八) 財政上の措置

県は、(四)から(七)までに規定する拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）  
（産業創造課）

### 一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定めるとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

### 二 内容

#### (一) 使用料

次の一点を条例に追加する

- ・ 高精度3Dスキャナ

一時間 二、二一〇円

#### (二) 手数料

次の一点を条例に追加する

- ・ 高精度3Dスキャナによる形状測定

一時間 五、四一〇円

#### (三) 次の七点を条例から削除する

使用料

- ・ 自動トレースシステム
- ・ 微小表面材料特性評価システム
- ・ 精密力量測定機
- ・ ロジックアナライザ

手数料

- ・ 滑脱抵抗力試験
- ・ 織度試験
- ・ 溶剤による試験

### 三 施行期日

令和七年三月一日

ただし、二(三)については公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（埼玉県条例第五十三号）（金融課）

### 一 趣旨

埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とするもの

### 二 内容

#### (一) 定義

ア 中小企業者等  
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等

イ 求償権  
保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権

ウ 求償権の放棄等

求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）

エ 損失補償契約

県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたもの

オ 回収納付金

保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないもの

#### (二) 回収納付金を受け取る権利の放棄

ア 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合にあつては、あらかじめ知事に申し出なければならない。

イ 知事は、アによる申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が、次の(ア)から(ク)までに掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小

企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

(7) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

(イ) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

(ウ) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画又は同法第三十二条の二第三項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画

(エ) 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(オ) 産業競争力強化法第百三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

(カ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この号において「中小機構」という。）が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第二号の規定により中小機構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

(キ) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

(ク) その他前各号に準ずるものとして知事が適当と認める事業の再生又は債務の弁済に関する計画

### (三)

意見聴取

知事は、(二)アによる申出があった場合は、中小企業者等の事業の再生その他必要な事項について専門的知識を有する者の意見を聴く。

(四) 報告

知事は、(二)イにより回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

(五) 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

三 施行期日

令和七年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十四号）（河川砂防課）

### 一 趣旨

県では、平成十八年から県内全域を対象に、雨水流出量を増加させる恐れのある行為等（大規模な開発行為）に対し、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を施行していたが、令和六年三月二十九日に中川、綾瀬川等の四十三河川の流域が、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、当該流域では、令和七年七月一日から雨水浸透阻害行為（大規模な開発行為等）を行う場合、同法に基づき雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられるようになるため、当該流域で引き続き適用される当該条例と同法の雨水流出抑制対策に対する目的の違いを明確化するもの。

### 二 内容

目的規定の文言整理を行い、同法に基づく雨水流出抑制対策が恒久的なものであることに対し、当該条例に基づく対策は、河川の整備が完了するまでの間における暫定的なものであることを明確化するもの。

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

特定都市河川浸水被害対策法施行条例（埼玉県条例第五十五号）（河川砂防課）

### 一 趣旨

中川、綾瀬川等の四十三河川の流域が、令和六年三月二十九日に特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都市河川流域に指定されたことに伴い、同法の規定により設置する標識の基準を定めるもの。

### 二 内容

標識の基準は、国土交通省令の基準を参酌し、条例で定めることとされているが、標識の基準として、例えば、大規模な開発行為等を行う場合に設置が必要となる雨水貯留浸透施設、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、雨水が河川に一気に流れ込むのを防ぐ調整池、雨水浸透ます等に設置する標識については、名称、工事の検査済証番号、容量及び構造の概要等を明示することや、周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けることを定める。

### 三 施行期日

公布の日。ただし、雨水貯留浸透施設に関する部分は、令和七年七月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）  
（水道企画課）

### 一 趣旨

工業用水道事業の健全な経営を図るため、工業用水道料金の額を改定するための改正

### 二 内容

工業用水道料金の額の改定（一立方メートル当たり）

#### （一）基本料金

（現行）二十二円五十三銭      （改正後）三十円四十八銭

#### （二）特別料金

（現行）二十九円二十九銭      （改正後）三十九円六十二銭

#### （三）超過料金

（現行）四十五円五銭      （改正後）六十円九十六銭

### 三 施行期日等

#### （一）施行期日

令和七年四月一日

#### （二）経過措置

この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（水道企画課）

### 一 趣旨

水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定するための改正

### 二 内容

水道用水料金の額の改定（一立方メートル当たり）

（現行）六十一円七十八銭 （改正後）七十四円七十四銭

### 三 施行期日

令和八年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）（教職員課）

### 一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

- (一) 給料表を若年層に特に重点をおいて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和七年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和七年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十九号）（運転免許課）

### 一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、特定免許情報記録手数料等の額を定め、及び保管場所標章の交付又は再交付の手数料の定めを廃止するための改正

### 二 内容

(一) 道路交通法等の一部改正に伴う手数料の新設等

(例) 特定運転免許情報記録手数料（道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち特定試験免除者以外の場合）  
千五百五十円

(二) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う手数料の廃止  
保管場所標章の交付又は再交付の手数料 五百円

### 三 施行期日

令和七年三月二十四日

ただし、別表第八号は、令和七年四月一日

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四十六号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

イ ロ以外の場合

二千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合（以下この号において「電子情報処理組織により申請をする場合」という。）にあつては、千九百円）

ロ 旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合

四千三百円（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、三千九百円）

別表危機管理防災部の項第三十七号中「（平成十四年法律第五十一号）」を削る。

別表保健医療部の項第四十二号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許手数料」に、「七千円」を「二万八千円」に改め、同項第四十三号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第四十四号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表保健医療部の項の改正規定及び附則第三項の規定 令和七年三月一日
- 二 別表県民生活部の項及び危機管理防災部の項の改正規定並びに附則第二項の規定 令和七年三月二十四日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号の規定は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項において「改正法」という。）附則第四条の規定により従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前的大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第六条第三項の規定に基づく登録事項の変更に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十三号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者の」とあるのは「大麻草採取栽培者の」と、「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者登録変更手数料」とし、同法第七条第三項の規定に基づく免許証の再交付に係る改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十四号の規定の適用については、同号中「第一種大麻草採取栽培者免許証の」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証の」と、「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とあるのは「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」とする。

（大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に伴う準備行為に係る手数料）

4 改正法附則第七条の規定による申請に係る手数料は、改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第四十二号の規定の例により徴収することができる。

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄2中「及び第三項」の下に「、第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を加える。

別表第二十六項第五号市町村の欄中「戸田市」の下に「、志木市」を加える。

別表第百項市町村の欄中「加須市」を「行田市、加須市」に改める。

別表中第百十六項を第百十七項とし、第百六項から第百十五項までを一項ずつ繰り下げ、同表第百五項第四号事務の欄中「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項第五号事務の欄1中「及び第五十六条の七第六項」を「、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項」に改め、「第五十六条の五第一項第二号」の下に「、第五十六条の七第四項第三号」を加え、同項を同表第百六項とし、同表中第百四項を第百五項とし、第百三項を第百四項とし、第百二項を第百三項とし、第百一項の次に次の一項を加える。

102	<p style="margin-left: 20px;">一 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</p> <p style="margin-left: 40px;">2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）</p>	<p style="margin-left: 20px;">行田市、羽生市、入間市、越生町、川島町、寄居町</p>
	<p style="margin-left: 20px;">二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタ</p>	<p style="margin-left: 20px;">さいたま市、川口市</p>

ールを超える土地又は同号口に掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。）

2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中第一百七項を第一百八項とし、第九十四項から第一百十六項までを一項ずつ繰り下げ、第九十三項の次に次の一項を加える。

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）  
特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクター未満であるもの）に限り、埼玉県雨水流出抑制施設の設定等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るものを除く。）

熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、吉川市、宮代町、松伏町

1 法第三十条、第三十七条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可

2 法第三十一条第一項、第三十七条第二項及び第三十九条第二項の規定による申請書の受理

3 法第三十四条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与

4 法第三十五条（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による協議

5 法第三十六条第二項（法第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知

6 法第三十七条第三項及び第三十八条第一項の規定による届出の受理

7 法第三十八条第二項の規定による検査

8	法第三十八条第三項の規定による標識の設置
9	法第三十八条第六項の規定による損失の補償
10	法第三十八条第七項の規定による協議
11	法第三十八条第八項の規定による裁決の申請
12	法第四十一条第一項の規定による許可の取消 し及び条件の変更並びに命令
13	法第四十一条第二項の規定による措置及び公 告
14	法第四十一条第三項の規定による公示
15	法第四十二条第一項の規定による立入検査
16	法第四十三条第一項及び第二項の規定による 報告及び資料の徴収並びに助言及び勧告
17	1 から16までに掲げるもののほか法の施行に 係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に 規則で定めるもの

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する

別表第九十六項事務の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同欄1中「第四条第一項及び第五条第一項」を「第六条第一項及び第七条第一項」に改め、同欄2中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同欄3中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄4中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第九十項第一号事務の欄3中「第十三条第二項」の下に「、第十九条の第二項」を加え、同欄中18を19とし、7から17までを8から18までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十九条の二第一項の規定による承認

別表第九十項第二号事務の欄2中「第六十九条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「第六十五条」を「第六十六条」に改め、同欄中4を5とし、同欄3中「第五十八条第一項及び第六十七条第三項」を「第五十九条第一項及び第六十八条第三項」に改め、同欄中3を4とし、2の次に次のように加え

る。

3 法第五十七条第二項及び第三項、第六十八条第二項並びに第七十一条第一項の規定による届出の受理

別表第九十項第二号事務の欄7中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同欄8中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十一項第一号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄12中「18」を「19」に改め、同欄15中「19」を「20」に改め、同欄19中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「18」を「19」に改め、同欄中19を20とし、同欄18中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄中18を19とし、17の次に次のように加える。

18 法第五十一条第三項の規定による公表（16の事務に係るものに限る。）  
別表第三十一項第二号事務の欄6中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同欄9中「15」を「16」に改め、同欄12中「16」を「17」に改め、同欄16中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に、「15」を「16」に改め、同欄中16を17とし、同欄15中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同欄中15を16とし、14の次に次のように加える。

15 法第五十一条第三項の規定による公表（13の事務に係るものに限る。）

#### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和七年七月一日

二 第三条の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行の日

三 第四条の規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日

四 第五条の規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日

2 この条例（第一条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知

事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

## 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万九千二百円」を「三十一万円」に改め、同項第二号中「五万千円」を「五万六千円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
定年前	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
再任用	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
短時間	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
勤務職	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
員以外	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
の職員	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			

別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	467,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	



	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		

別表第2 (第3条関係)

## 公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100

117	325,300	355,000	375,400	399,900							
118	326,000	355,400	375,900	400,400							
119	326,700	356,000	376,500	400,900							
120	327,500	356,600	377,000	401,400							
121	328,100	356,900	377,200	401,800							
122	328,400	357,300	377,700	402,300							
123	328,900	357,700	378,200	402,700							
124	329,400	358,100	378,600	403,200							
125	329,700	358,500	379,100	403,600							
126		358,900	379,600								
127		359,300	380,100								
128		359,700	380,600								
129		360,100	380,900								
130		360,500	381,400								
131		360,900	381,900								
132		361,300	382,400								
133		361,500	382,700								
134		362,000	383,200								
135		362,400	383,600								
136		362,700	384,000								
137		363,000	384,300								
138		363,400	384,800								
139		363,900	385,300								
140		364,400	385,800								
141		364,700	386,100								
142		365,200									
143		365,700									
144		366,200									
145		366,500									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円									
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	

備考

1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400				
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700				
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000				
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300				
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500				
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800				
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100				
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400				
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600				
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100					
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400					
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600					
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800					
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100					
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400					
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600					
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800					
94	308,300	330,200	356,200	389,800							
95	309,200	331,400	357,700	390,300							
96	310,000	332,600	359,100	390,800							
97	310,800	333,800	360,400	391,200							
98	311,800	335,100	361,600	391,600							
99	312,700	336,300	362,700	392,100							
100	313,600	337,500	363,900	392,600							
101	314,500	338,900	365,000	393,000							
102	315,500	339,800	366,100	393,500							
103	316,500	340,800	367,200	394,000							
104	317,400	341,900	368,300	394,500							
105	318,200	343,000	369,500	394,800							
106	318,800	344,100	370,000	395,200							
107	319,400	345,100	370,600	395,700							
108	320,000	346,100	371,200	396,000							
109	320,500	347,300	371,800	396,300							
110	321,000	348,300	372,300	396,800							
111	321,400	349,300	372,700	397,300							
112	321,900	350,200	373,200	397,800							
113	322,700	351,100	373,600	398,100							
114	323,400	352,000	374,000	398,600							
115	324,100	353,000	374,500	399,100							
116	324,700	354,000	375,000	399,600							

	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100
	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300	445,900	
	75	281,900	327,500	394,900	446,400	
	76	282,600	328,200	395,600	446,900	

別表第3 (第3条関係)

## 研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300

	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	283,200	328,900	396,300	447,400
78	283,900	329,600	396,800	
79	284,600	330,300	397,400	
80	285,200	331,000	398,000	
81	285,800	331,700	398,500	
82	286,500	332,500	399,100	
83	287,200	333,200	399,700	
84	287,800	333,800	400,200	
85	288,400	334,300	400,700	
86	289,100	334,800	401,200	
87	289,800	335,200	401,700	
88	290,400	335,600	402,400	
89	291,000	335,900	402,800	
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		
100	297,500	340,700		
101	298,000	341,200		
102	298,400	341,700		
103	298,800	342,200		
104	299,200	342,700		
105	299,600	343,100		
106	300,100	343,500		
107	300,600	344,000		
108	300,900	344,400		
109	301,100	344,900		
110	301,500	345,300		
111	301,800	345,700		
112	302,000	346,100		
113	302,300	346,600		
114	302,600	347,000		
115	302,900	347,400		
116	303,200	347,800		

	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
定年前	47	398,200	456,300	508,500	563,200
再任用	48	398,800	457,700	510,200	564,200
短時間	49	399,400	459,100	511,700	565,200
勤務職	50	399,900	460,800	513,000	566,100
員以外	51	400,400	462,400	514,300	567,000
の職員	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	

別表第4 (第3条関係)

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300

ロ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500	443,900
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800	446,500
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100	449,000
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400	451,600
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700	454,000
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300	498,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500	499,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600	500,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800	501,300
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000	502,200

	77		483,200		537,900
	78		483,800		538,800
	79		484,400		539,700
	80		484,900		540,600
	81		485,400		541,400
	82		485,900		542,300
	83		486,400		543,200
	84		486,900		544,100
	85		487,300		544,900
	86		487,800		545,800
	87		488,200		546,700
	88		488,700		547,600
	89		489,200		548,400
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。

77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100					37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100	503,200
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600					38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100					39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600					40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900					41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400					42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800					43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200					44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600					45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100	
86		294,100	330,400	351,200						46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500	
87		294,300	330,600	351,500						47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900	
88		294,500	330,900	351,800						48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200	
89		294,900	331,300	352,200						49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500	
90		295,100	331,700	352,500						50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900	
91		295,300	332,000	352,800						51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200	
92		295,500	332,300	353,100						52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500	
93		295,900	332,600	353,500						53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800	
94		296,100	332,800	353,800						54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600		
95		296,300	333,200	354,100						55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900		
96		296,600	333,500	354,400						56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200		
97		296,900	333,700	354,700						57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400		
98		297,100	334,000	355,100						58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700		
99		297,300	334,300	355,500						59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000		
100		297,600	334,600	355,900						60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300		
101		297,900	334,800	356,400						61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500		
102		298,100	335,100	356,800						62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800		
103		298,300	335,400	357,200						63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100		
104		298,600	335,600	357,600						64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400		
105		298,900	335,800	358,100						65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
106			336,000							66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
107			336,400							67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
108			336,600							68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
109			336,800							69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
110			337,200							70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
111			337,600							71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
112			338,000							72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
113			338,200							73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
										74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
										75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
										76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

ハ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300				37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900				38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400				39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700				40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000				41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500				42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
定年前	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900				43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
再任用	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200				44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
短時間	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500				45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
勤務職	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000				46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
員以外	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500				47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
の職員	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900				48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200				49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600				50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100				51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500				52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900				53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	94	290,200	320,400	353,500	371,500					54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	95	290,800	321,100	354,100	371,900					55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	96	291,400	321,700	354,700	372,200					56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	97	292,000	322,200	355,100	372,800					57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	98	292,500	322,500	355,500	373,300					58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	99	293,000	323,100	356,000	373,800					59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	100	293,500	323,700	356,400	374,300					60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	101	294,000	324,100	356,900	374,900					61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	102	294,500	324,700	357,300	375,400					62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	103	295,000	325,300	357,800	375,900					63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	104	295,400	325,800	358,200	376,300					64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	105	295,800	326,200	358,500	376,900					65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	106	296,300	326,700	359,000	377,400					66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	107	296,800	327,200	359,400	377,900					67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	108	297,100	327,700	359,700	378,400					68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	109	297,300	328,100	360,100	379,000					69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	110	297,600	328,500	360,600	379,400					70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
	111	297,800	328,800	361,100	379,900					71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
	112	298,100	329,100	361,600	380,400					72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
	113	298,400	329,400	362,100	381,000					73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
	114	298,600	329,800	362,600						74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
	115	298,900	330,100	363,100						75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
	116	299,100	330,400	363,500						76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		

	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	117	299,400	330,600	363,900
	118	299,700	330,900	364,300
	119	300,000	331,200	364,800
	120	300,300	331,400	365,300
	121	300,600	331,600	365,700
	122	301,000	331,900	366,200
	123	301,300	332,200	366,700
	124	301,600	332,500	367,200
	125	301,800	332,700	367,500
	126	302,000	333,000	
	127	302,300	333,400	
	128	302,700	333,600	
	129	302,900	333,800	
	130	303,200	334,000	
	131	303,600	334,400	
	132	304,000	334,600	
	133	304,200	334,900	
	134	304,500	335,300	
	135	304,800	335,700	
	136	305,100	336,100	
	137	305,300	336,400	
	138	305,600	336,800	
	139	305,900	337,200	
	140	306,200	337,600	
	141	306,400	337,900	
	142	306,800	338,300	
	143	307,200	338,600	
	144	307,500	339,000	
	145	307,700	339,300	
	146	307,900	339,700	
	147	308,200	340,100	
	148	308,600	340,500	
	149	308,800	340,800	
	150	309,000	341,200	
	151	309,300	341,600	
	152	309,600	342,000	
	153	310,000	342,300	
	154	310,200		
	155	310,400		
	156	310,700		

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の六十」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額  
額は、この表の額に100分の101.571  
を乗じて得た額(その額に1円未満の端  
数を生じたときは、これを切り捨てた額)  
とする。

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月  
額は、この表の額に100分の101.  
571を乗じて得た額(その額に1円  
未満の端数を生じたときは、これを切  
り捨てた額)とする。

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五」に改める。

(会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第七条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表医師及び歯科医師の項中「給料月額」の下に「及びその給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」を加え、同表薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職の項及び保健師、看護師その他の規則で定める職の項中「一級」を「二級」に改め、「給料月額」の下に「及びその給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」を加え、同表前記以外の職の項中「給料月額」の下に「及びその給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」を加える。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次号及び附則第四項において「改正後の給与条例」という。)第七条の三第一項及び別表第一から

別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次号及び附則第四項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定並びに第七条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（附則第四項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）別表の規定 令和六年四月一日

二 改正後の給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 令和六年十二月一日

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和六年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下この項及び附則第五項において「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第七条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十九号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(次項及び附則第五項において「改正後の特別職給与等条例」という。)及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。)の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(知事の期末手当の特例)

3 知事の期末手当の支給についての改正後の特別職給与等条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

4 知事の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

(期末手当の内払)

5 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 条 例

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第九条）

第二章 経過措置

第一節 通則（第十条・第十一条）

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置（第十二条―第十四条）

第三節 その他（第十五条）

附則

第一章 関係条例の一部改正

（埼玉県吏員恩給条例の一部改正）

第一条 埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ規定スルモノノ外刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル退隠料及増加退隠料ノ停止ニ付テハ恩給法第五十八条ノ二ノ規定ニ依ル普通恩給及増加恩給ノ例ニ依ル

第三十五条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項ニ規定スルモノノ外刑法第二十七条第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合及同法第二十七条の七第二項ノ公訴ノ提起ガサレタル場合ニ於ケル扶助料ノ停止ニ付テハ恩給法第七十七条ノ規定ニ依ル扶助料（同条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ例ニ依ル

第五十八条第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「(明治四十年法律第四十五号)第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)第三条第二項第二号及び第三号並びに第四条第五項第二号

二 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)第四条第二項第二号及び第三号並びに第六条第四項第二号

(集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第三条 集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第四条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号

二 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)第十二条の三第三号及び第四号並びに第十二条の四第一項第一号及び第三項第一号

三 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十六条第一項第一号及び第五項第二号、第十七条の見出し及び同条第一項第一号、第十八条第一項第一号並びに第二十条第四項

四 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成二十四年

埼玉県条例第六十号)第六条第一号ロ

(埼玉県立自然公園条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 埼玉県立自然公園条例(昭和三十三年埼玉県条例第十五号)第三十五条及び第三十六条

二 埼玉県迷惑行為防止条例(昭和三十八年埼玉県条例第四十七号)第十二条並

- びに第十三条第五項及び第六項
- 三 埼玉県自然環境保全条例（昭和四十九年埼玉県条例第四号）第二十九条及び第三十条
- 四 埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）第十九条第一項
- 五 埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）第二十八条
- 六 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第二十八条から第二十八条の三まで
- 七 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第十九条
- 八 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成六年埼玉県条例第四十二号）第十条第一項
- 九 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）第二十一条
- 十 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第四十条及び第四十一条
- 十一 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第四十一条
- 十二 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第三十八条から第四十条まで
- 十三 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十八条及び第二十九条
- 十四 埼玉県砂防指定地管理条例（平成十五年埼玉県条例第四十五号）第九条
- 十五 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第二十五条及び第二十六条
- 十六 埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）第十四条第一項、第十五条及び第十六条
- 十七 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三十二条第一項及び第三十三条
- 十八 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第二十条から第二十二条まで
- 十九 埼玉県行政不服審査会条例（平成二十七年埼玉県条例第六十四号）第七条
- 二十 埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年埼玉県条例第二十二号）第四十八条
- 二十一 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和二年埼玉県条例第二十九号）第十四条

二十二 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）  
第二十四条並びに附則第三条第三項及び第四項並びに第五条第二項

（埼玉県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第七条 埼玉県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県生活環境保全条例の一部改正）

第八条 埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条及び第二百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十七条及び第二百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の一部改正）

第九条 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

## 第二章 経過措置

### 第一節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二節 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(同条例第十九条の四第五項及び第二十一条第七項(学校職員の給与に関する条例第十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第十二条の四第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)(同条例第十二条の五第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十六条第一項及び第五項、第十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第二十条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第二十条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第三節 その他

(経過措置の規則への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、

規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第五十一号

埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、拉致問題等（北朝鮮による拉致被害者等の問題及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る問題をいう。以下同じ。）の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることと、その解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 拉致問題等の早期解決に向けた取組は、拉致問題等を風化させてはならず、拉致が二度と繰り返されてはならないという決意の下に行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、又は実施する拉致問題等の早期解決に向けた施策について、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、拉致問題等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に掲げる被害者その他北朝鮮当局によって拉致されたことが疑われる者に関する情報を得たときは、速やかに、警察本部又は警察署に当該情報を提供するものとする。

(啓発)

第五条 県は、拉致問題等の風化の防止、拉致問題等に関する理解の増進及びその解決に向けた気運の醸成を図るため、国と連携を図りつつ、拉致問題等に関する

啓発を積極的に行うものとする。

（北朝鮮人権侵害問題啓発週間）

第六条 県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年法律第九十六号）第四条第二項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（教育）

第七条 県は、学校の授業その他の教育活動において、拉致問題等の風化の防止及び拉致問題等に関する理解の増進を図るため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校の設置者と連携し、学校の教職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（職員に対する研修）

第八条 知事は、その職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第九条 県は、第五条から第八条までに規定する拉致問題等の早期解決に向けた施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県条例第五十二号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中レを削り、ソをレとし、ツからムまでをソからラまでとし、同表第三項中へを削り、トをへとし、チからヲまでをトからルまでとし、同表第四項中ルをヲとし、ニからヌまでをホからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 高精度3Dスキャナ	一時間	一、二二〇円
-------------	-----	--------

別表第一第一号の表第五項中ネを削り、ナをネとし、ラからクまでをナからオまでとし、同表第七項中ヲを削り、ワをヲとし、カからソまでをワからレまでとする。

別表第二第二号の表第二項中

(7) 摩耗強さ試験	一試料	八五〇
(8) 滑脱抵抗力試験	一試料	一、〇七〇
一項目	一項目	

円	円
を	
(7) 摩耗強さ試験	一試料
	一項目
	八五〇円
に、	

(9) ぬれ	(8) 粒度	(7) 食品 験	(6) 防水	(5) 収縮	(4) ピリ	(3) 織度
--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------

試験	一試料	五六〇円
ング試験	一試料	八四〇円
率試験	一試料	七九〇円
度試験	一試料	七六〇円
材料等の物性試験	一試料	四、六八〇円
分布試験	一試料	五、三三〇円
性試験	一試料	三、三〇〇円
	一測定	（一測定を増すごとに九三〇円を加える。）

八四〇円
七九〇円
七六〇円
四、六八〇円
五、三三〇円
三、三〇〇円
（一測定を増すごとに九三〇円を加える。）

に、

(2) 溶剤による試験	一試料	五二〇円
(3) 耐光性試験	一試料	九八〇円
	一項目	（一〇時間までを増すごとに七五〇円を加える。）
	一項目	（一〇時間以内）

を

を

(3) ピリング試験	一試料	
(4) 収縮率試験	一試料	
(5) 防水度試験	一試料	
(6) 食品材料等の物性試験	一試料	
(7) 粒度分布試験	一試料	
(8) ぬれ性試験	一試料	
	一測定	

(2) 耐光性試験	
一試料 一項目 (一〇時間を以 内)	九八〇円 (一〇時間まで を増すごとに七 五〇円を加える。)

に改め、同表第三項中

(8)

非接触三次元測定機 による測定	一試料 一測定	一五、五〇〇円 (一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)
--------------------	------------	---

を

(8) 非接触三次元測定機 による測定	(9) 高精度3Dスキャナ による形状測定
------------------------	--------------------------

一試料 一測定	一五、五〇〇円 (一測定を増す ごとに五、七八 〇円を加える。)
一時間	五、四一〇円 (一時間を増す ごとに四、五四 〇円を加える。)

に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表第一項、第三項、第五項及び第七項並びに別表第二第一号の表第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十三号

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
  - 二 求償権 保証協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
  - 三 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。
  - 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
  - 五 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。
- (回収納付金を受け取る権利の放棄)

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合にあつては、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事

業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三百二十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画

二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停(同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。)又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

三 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十五条第四項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画又は同法第三十二条の二第三項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画

四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

五 産業競争力強化法第三百三十五条第一項の中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第三百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う同項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この号において「中小機構」という。)が産業競争力強化法第四百十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第二号の規定により中小機構が行う同法第三百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

八 その他前各号に準ずるものとして知事が適当と認める事業の再生又は債務の弁済に関する計画

(意見聴取)

第四条 知事は、前条第一項の規定による申出があった場合は、中小企業者等の事

業の再生その他必要な事項について専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(報告)

第五条 知事は、第三条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、規則で定めるところにより、議会に報告しなければならない。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十四号

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この条例は」の下に「、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により国土交通大臣が定める河川整備基本方針に基づく知事の管理する河川及び当該河川が接続する河川の整備が完了するまでの間において」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十五号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第三条 法第三十八条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
  - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
  - 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあつては、規模）及び構造の概要
  - 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
  - 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
  - 六 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第四条 法第四十五条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
  - 二 保全調整池の容量及び構造の概要
  - 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
  - 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
  - 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第五条 法第五十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
  - 二 貯留機能保全区域の位置
  - 三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
  - 四 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和七年七月一日から施行する。

## 条 例

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十六号

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二十二円五十三銭」を「三十円四十八銭」に改め、同項第二号中「二十九円二十九銭」を「三十九円六十二銭」に改め、同項第三号中「四十五円五銭」を「六十円九十六銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

## 条 例

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第五十七号

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六十一円七十八銭」を「七十四円七十四銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に供給した水道用水の料金の額については、なお従前の例による。

# 条 例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県条例第五十八号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,500
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,200

86	301,000	383,800	426,800	461,700	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,900
87	301,700	385,100	428,000	462,200	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,500
88	302,400	386,400	429,000	462,700	42	268,000	316,200	366,900	413,000	483,200
89	303,100	387,600	430,100	463,200	43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,900
90	304,000	388,900	431,100	463,800	44	269,900	319,700	370,000	415,700	484,600
91	304,800	390,000	432,100	464,300	45	270,600	321,400	371,500	417,100	485,200
92	305,600	391,200	433,100	464,800	46	271,400	323,300	373,100	418,400	485,900
93	306,100	392,400	434,000	465,300	47	272,200	325,000	374,700	419,900	486,600
94	306,900	393,500	434,800	465,900	48	273,000	326,700	376,200	421,400	487,300
95	307,700	394,700	435,600	466,400	49	273,800	328,400	377,700	423,000	487,900
96	308,500	395,900	436,400	466,900	50	274,600	330,200	379,200	424,400	488,600
97	309,200	397,300	437,100	467,400	51	275,300	332,000	380,700	426,000	489,300
98	310,000	398,300	437,500	468,000	52	276,100	333,700	382,100	427,500	490,000
99	310,800	399,300	437,900	468,500	53	276,900	335,400	383,500	429,200	490,600
100	311,500	400,300	438,300	469,000	54	277,700	336,700	385,000	430,700	491,300
101	312,300	401,200	438,700	469,500	55	278,500	338,000	386,400	432,300	492,000
102	313,200	402,200	439,000		56	279,300	339,300	387,800	433,900	492,700
103	314,100	403,300	439,300		57	280,000	340,800	389,300	435,400	493,300
104	314,900	404,400	439,500		58	280,600	342,400	390,900	436,900	494,000
105	315,500	405,100	439,800		59	281,400	343,900	392,500	438,100	494,700
106	316,300	406,000	440,100		60	282,300	345,500	393,900	439,300	495,400
107	317,100	406,900	440,400		61	283,100	347,000	395,100	440,500	496,000
108	317,900	407,800	440,600		62	283,700	348,600	396,500	441,800	
109	318,600	408,600	440,800		63	284,500	350,200	397,900	443,000	
110	319,000	409,400	441,100		64	285,200	351,700	399,200	444,200	
111	319,400	410,200	441,400		65	286,200	353,200	400,400	445,300	
112	319,900	411,000	441,600		66	287,000	354,800	401,600	446,500	
113	320,400	411,600	441,800		67	287,800	356,400	402,900	447,700	
114	320,800	412,300	442,100		68	288,500	357,900	404,200	448,900	
115	321,300	413,000	442,400		69	289,200	359,400	405,500	450,100	
116	321,700	413,700	442,600		70	290,000	361,000	406,800	451,300	
117	322,200	414,300	442,800		71	290,800	362,600	408,200	452,500	
118	322,700	414,800			72	291,500	364,100	409,400	453,700	
119	323,100	415,200			73	292,200	365,600	410,600	454,800	
120	323,600	415,500			74	292,900	367,200	412,000	455,400	
121	324,100	415,800			75	293,600	368,800	413,400	455,900	
122	324,500	416,100			76	294,200	370,300	414,700	456,400	
123	325,000	416,400			77	294,800	371,800	415,900	456,900	
124	325,500	416,600			78	295,500	373,200	417,100	457,500	
125	326,100	416,800			79	296,200	374,600	418,400	458,000	
126	326,400	417,100			80	296,800	375,900	419,800	458,500	
127	326,700	417,400			81	297,400	377,200	421,100	459,000	
128	327,000	417,600			82	298,100	378,600	422,300	459,600	
129	327,200	417,800			83	298,800	380,000	423,300	460,100	
130	327,500	418,100			84	299,500	381,300	424,500	460,600	
131	327,800	418,400			85	300,200	382,400	425,700	461,100	
132	328,000	418,600								

定年前  
再任用  
短時間  
勤務学  
校職員  
以外の  
学校職  
員

別表第2（第5条関係）

## 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300

	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400	422,100		
	147	331,700	422,400		
	148	332,000	422,600		
	149	332,200	422,800		
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600
					421,900

## 備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

86	298,300	364,700	411,800	426,200	40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,800
87	298,800	365,900	412,500	426,500	41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,300
88	299,300	367,000	413,200	426,800	42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100	43	268,100	297,700	366,400	386,400	458,300
90	300,300	369,200	414,500	427,400	44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,800
91	300,800	370,300	415,000	427,700	45	270,200	301,100	369,000	388,600	459,300
92	301,300	371,400	415,600	427,900	46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,800
93	301,600	372,500	416,000	428,100	47	271,800	304,600	371,400	391,000	460,300
94	302,100	373,700	416,400	428,400	48	272,600	306,200	372,600	392,200	460,800
95	302,600	374,800	416,700	428,700	49	273,300	307,800	373,800	393,400	461,300
96	303,000	375,900	417,000	428,900	50	274,100	309,500	375,000	394,700	461,800
97	303,400	376,900	417,200	429,100	51	274,800	311,300	376,200	395,900	462,300
98	303,900	377,900	417,500	429,400	52	275,500	313,000	377,400	397,100	462,800
99	304,400	378,800	417,800	429,700	53	276,300	314,300	378,500	398,300	463,300
100	304,800	379,700	418,000	429,900	54	277,100	316,200	379,700	399,600	
101	305,200	380,500	418,200	430,100	55	277,900	318,000	380,900	400,600	
102	305,600	381,500	418,500	430,400	56	278,600	319,700	382,100	401,700	
103	306,000	382,400	418,800	430,700	57	279,300	321,400	383,200	402,900	
104	306,300	383,300	419,000	430,900	58	280,100	323,300	384,500	404,100	
105	306,500	384,100	419,200	431,100	59	280,900	325,000	385,800	405,300	
106	306,800	385,000	419,500	431,400	60	281,600	326,700	387,000	406,500	
107	307,100	385,900	419,800	431,700	61	282,200	328,400	387,900	407,600	
108	307,300	386,800	420,000	431,900	62	282,900	330,200	389,100	408,600	
109	307,500	387,600	420,200	432,100	63	283,600	332,000	390,100	409,900	
110	307,700	388,600	420,500	432,400	64	284,200	333,700	391,200	411,100	
111	308,000	389,500	420,800	432,700	65	284,900	335,400	392,000	412,300	
112	308,300	390,400	421,000	432,900	66	285,600	336,700	393,100	413,400	
113	308,500	391,000	421,200	433,100	67	286,300	338,000	394,100	414,500	
114	308,700	391,900	421,500	433,400	68	287,000	339,300	395,100	415,600	
115	308,900	392,800	421,800	433,700	69	287,700	340,800	396,200	416,600	
116	309,200	393,700	422,000	433,900	70	288,500	342,300	397,200	417,800	
117	309,500	394,500	422,200	434,100	71	289,200	343,800	398,300	419,000	
118	309,700	395,200			72	289,900	345,300	399,400	420,200	
119	310,000	396,000			73	290,400	346,700	400,400	420,800	
120	310,300	396,800			74	291,100	348,200	401,500	421,600	
121	310,500	397,400			75	291,800	349,700	402,600	422,300	
122	310,700	398,100			76	292,400	351,200	403,600	422,800	
123	310,900	398,800			77	293,000	352,600	404,500	423,100	
124	311,200	399,400			78	293,700	354,100	405,400	423,400	
125	311,500	400,000			79	294,300	355,600	406,400	423,800	
126		400,700			80	294,900	357,100	407,400	424,200	
127		401,200			81		295,500	358,500	408,200	424,500
128		401,800			82		296,100	359,800	409,000	424,900
129		402,400			83		296,700	361,100	409,700	425,200
130		403,000			84		297,300	362,300	410,500	425,500
131		403,500			85		297,800	363,500	411,200	425,800
132		404,000								

定年前  
再任用  
短時間  
勤務学  
校職員  
以外の  
学校職  
員

別表第3 (第5条関係)

## 学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800

	133			404,300		
	134			404,600		
	135			404,900		
	136			405,200		
	137			405,500		
	138			405,800		
	139			406,100		
	140			406,400		
	141			406,700		
	142			407,000		
	143			407,300		
	144			407,600		
	145			407,800		
	146			408,100		
	147			408,400		
	148			408,600		
	149			408,800		
	150			409,100		
	151			409,400		
	152			409,600		
	153			409,800		
	154			410,100		
	155			410,400		
	156			410,600		
	157			410,800		
	158			411,100		
	159			411,400		
	160			411,600		
	161			411,800		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

## 備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額(その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額)に100分の101.571を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	
	105		298,900	335,800	358,100	
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	

	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	

別表第4 (第5条関係)

## 事務職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500

86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		
111		304,600	353,900		
112		304,900	354,200		
113		305,100	354,700		
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額 円				
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900
					320,600

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第四項において「給与条例」という。）第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の規定は令和六年十二月一日から適用する。

(改定日前の異動者の号給の調整)

3 令和六年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を

異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第五項及び第六項において「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（教育委員会への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（人事委員会との協議）

6 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

## 条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第五十九号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ(1)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号イ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等（同法第一百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この表において同じ。）」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号イ(3)中「四千円」を「三千九百円」に改め、「試験」の下に「（以下この号において「技能試験」という。）」を加え、「六千六百元」を「六千九百円」に改め、同号ロ(1)中「千七百五十円」に改め、同号ロ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ロ(3)中「二千五百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千五百円（技能試験）」に、「三千三百五十円」を「三千三百円」に改め、同号ハ(1)中「千七百五十円」を「千八百五十円」に改め、同号ハ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ハ(3)中「二千六百元（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同号ニ(1)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ニ(2)中「千五百円」を「千六百円」に改め、同号ホ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ホ(2)中「千九百円」を「千九百五十円」に、「運転免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同号ホ(3)中「四千八百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同号ヘ(1)中「千七百円」を「千八百円」に改め、同号ヘ(2)中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同号ヘ(3)中「二千九百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表第四号のニイ中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同号ロ中「三千

七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表第五号事務の種別の欄中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の第二十一項」を加え、「運転免許証」を「免許証（同法第九十二条第一項に規定する免許証をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同号中「運転免許証交付手数料」を「免許証交付手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証

(1) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち(2)に掲げるものの以外のもの

二千三百五十円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この号及び第六号の二において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(2) 同法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合のうち道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、同法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（第六号の二において「特定試験免除者」という。）に係るもの

二千五百円（複数免許取得者に対する交付にあつては、千九百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合

二千五百五十円

ロ 仮運転免許に係る免許証

千五百円

別表第七号の表第六号事務の種別の欄中「運転免許証」を「免許証」に改め、同号中「運転免許証再交付手数料」を「免許証再交付手数料」に改め、同号イ中「運転免許証」を「免許証」に、「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同号ロ中「運転免許証」を「免許証」に、「千五百円」を「千五十円」に改め、同表第六号の四中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号を同表第六号の五とし、同表中第六号の三を第六号の四とし、同表第六号の二中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百円」に改め、同号を同表第六号の三とし、同表第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路交通法第九十五条の二第三項の規定に基づく特定免許情報（以下この	特定免許情報記 録手数料	イ 特定免許情報の記録 (1) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち(2)に掲げるもの以外の
---------------------------------------	-----------------	--

号において「特定免許情報」という。）の記録又は同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定若しくは同法第百六条の四第二項の規定に基づく免許情報記録（同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）の書換え

もの

千五百五十円（複数免許取得者に係る記録にあっては、千三百五十円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(2) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合の記録のうち特定試験免除者に係るもの

千三百五十円（複数免許取得者に係る記録にあっては、千五百円に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

(3) 同法第百一条の四の二第二項の規定による申出（以下この号及び第十二号において「更新時不交付申出」という。）をする場合 八百円

(4) 同法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 千五百円（同法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、百円）

ロ 同法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六

条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え

千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この号において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては百円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

別表第七号の表第八号イ中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同号イただし書中「二千三百五十円を」を「二千九百五十円を」に、「五百円を」を「五百五十円を」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、同号イ(2)中「六千七百円」を「六千三百五十円」に改め、同号イ(5)中「二千三百五十円」を「二千六百円」に改め、同号ロ中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同号ロただし書中「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ロ(2)中「六千円」を「六千二百五十円」に改め、同号ロ(5)中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同号ロ(6)中「二千五十円」を「二千円」に改め、同号ハ中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同号ハただし書中「千円を」を「千三百五十円を」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号ハ(2)中「二千円」を「千九百円」に改め、同号ハ(5)中「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ハ(6)中「二千五百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同号ニ(3)中「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同号ニ(4)中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表第十号イ中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同号イただし書中「二千四百円」を「三千円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同号イ(1)中「四千元」を「三千八百円」に改め、

同号イ(6)中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同号ロ中「一万八千五百円」を「一万二千元」に改め、同号ロただし書中「九百元」を「九百五十円」に改め、同号ロ(1)中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同号ハ中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同号ハただし書中「千百元」を「千三百五十円」に、「百五十円を」を「五十円を」に改め、同号ハ(1)中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同号ハ(4)及び(5)中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同号ニ中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号ニただし書中「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同号ニ(1)中「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同号ニ(2)中「二千五十円」を「二千百元」に改め、同号ニ(3)中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表第十一号イ中「千九百元」を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に改め、同号ロ中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同号ハ中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百元」を「三千五百五十円」に改め、同号ニ中「千円」を「千百元」に改め、同表第十二号事務の種別の欄中「運転免許証」を「免許証等」に改め、同号中「運転免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(1) 同法第一条の二の二第一項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この号において「経由申請」という。）をする場合 二千七百五十円

(2) 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 千三百円

(3) 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 二千八百五十円

ロ 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

(1) 経由申請をする場合であつて、同法第一条の二の二第三項の規定による申出（以下この号及び次号において「経由地書換申出」という。）をするとき 千円

(2) 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき 千九百五十円

(3) 経由申請をしない場合 二千円

ハ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

(1) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき	二千五百円
(2) 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	二千八百五十円
(3) 經由申請をしない場合	二千九百五十円

別表第七号の表第十二号の二中「運転免許証」を「免許証等」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

イ 經由地書換申出をする場合	千七百円
ロ 經由地書換申出をしない場合	七百五十円

別表第七号の表第十二号の三中「第四百四条の四第六項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第二項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第十二号の四中「第四百四条の四第七項（同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五百五条の二第五項」に、「（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に、「千円」を「千五百円」に改め、同号を同表第十二号の五とし、同表第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四 道路交通法 第五百五条の二第四項 の規定に基づく運転 経歴情報の記録	運転経歴情報記 録手数料	九百円（同法第五百五条の二第二項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又は同法第五百五条の二第五項の規定による道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十一第一項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）
--	-----------------	---

別表第七号の表第十三号中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表第十四号イ中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同号ロ中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、同号ニ(1)中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同号ニ(2)中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同号ニ(3)中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同号ホ(1)中「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同号ホ(2)中「四千元」を「四千二百円」に改め、同号ヘ中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同号ト中「三千円」を「三千二百円」に改め、同号チ中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同号リ中「七百五十円」を「九百円」に改め、同号又(1)中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同号又(2)中「二千五十円」

を「二千五百円」に改め、同号又(3)中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同号又(4)中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同号又(5)中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同号ルを次のように改める。

ル 同法第百八条の二第二項第十一号に掲げる講習

(1) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習

五百円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この号において「オンライン講習」という。）にあつては、二百円）

(2) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

(3) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号及び次号において「講習規則」という。）第八条第一項で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この号において同じ。）でないものに対する講習

千四百円

(4) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習

八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

別表第七号の表第十四号ヲ(1)中「六千四百五十円」を「六千六百元」に改め、同号ヲ(2)中「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同号ワを次のように改める。

ワ 同法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習

(1) 自動車等（これに準ずるものとして講習規則第八条第二項で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この号において「実車等指導」という。）を含む講習

一万二千九百元

(2) 実車等指導を含まない講習

九千三百五十円

別表第七号の表第十四号カ中「二千二百五十円」を「二千六百元」に改め、同号ヨを次のように改める。

ヨ 同法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習  
講習一時間につき

二千二百円

別表第七号の表第十四号金額の欄に次のように加える。

夕 同法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習

講習一時間につき

二千五十円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この号において「講習規則」という。）」を「講習規則」に、「六千四百五十円」を「六千六百元」に、「二千九百元」を「二千九百五十円」に改め、同表第十六号中「九百元」を「千円」に改め、同表第十七号中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同表備考中「運転免許証」を「免許証」に改める。

別表第八号を次のように改める。

八 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）に

基づく手数料

事務の種類別	名称	金額
自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知の申請に対する審査	保管場所確保保証明書面交付申請等手数料	二千百円

附則

1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第八号の改正規定及び次項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 別表第八号の改正規定の施行の日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書の政令で定める通知の申請をした者に対する改正後の別表第八号の規定は、当該通知の日が当該施行の日以後である場合について適用し、当該通知の日が当該施行の日前である場合に  
ついては、なお従前の例による。

## 規 則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十九号

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第三百九十六条第三項に規定する身分を証明する証票の様式を定める規

則（平成二十四年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

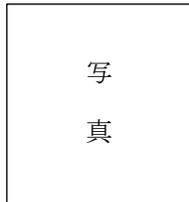
別記様式

身 分 証 明 書

第 号

年 月 日

次の者は、地方税法第396条第1項の規定により質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める権限を有する職員であることを証明する。



所属・職名

氏 名

有効期限

埼玉県知事

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県規則第八十号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「算出した」の下に「行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の」を加え、「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額（以下この項及び第十六条第三項において「給料月額」という。）に相当する額」を「条例別表前記以外の職の項に定める月額」に改め、同項第一号及び第二号中「給料月額」を「条例別表前記以外の職の項に定める月額」に改める。

第七条第一項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）」に改める。

第十六条第三項中「給料月額を」を「条例別表前記以外の職の項に定める月額を」に、「給料月額に相当する額」を「当該月額」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）  
医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 503,100

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
	号給	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	264,776	268,518	257,118	230,974	221,374
2	265,995	269,533	258,133		
3	267,112	270,447	259,047		
4	268,026	271,362	259,962		
5	268,839	272,276	260,876		
6	269,550				
7	270,261				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理 栄養士を 除く。） 衛生検査技師	診療放射線 技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
	号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	286,677	246,652	229,448	247,933	259,933	243,072	251,198
2			231,581	248,847		245,205	253,331
3			233,714	249,761		246,932	255,464
4			234,831	250,675		248,963	256,581
5			235,948	251,589		251,198	257,698
6			237,065	252,503		253,331	258,815
7			238,183	253,418		255,464	259,933
8			239,097	257,152		256,581	
9			240,011			257,698	
10			240,925			258,815	
11			241,839			259,933	
12			242,753				
13			243,668				
14			246,652				

19	220,205	246,411
20	221,831	247,020
21	223,456	247,630
22	225,182	248,239
23	226,503	248,848
24	227,823	249,356
25	229,144	249,864

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	190,953	229,144
2	192,680	230,261
3	194,305	231,378
4	195,930	232,496
5	197,555	233,613
6	199,282	234,730
7	200,907	235,847
8	202,532	236,965
9	204,157	238,082
10	205,884	239,098
11	207,611	240,113
12	209,337	241,027
13	210,658	241,942
14	212,283	242,856
15	213,908	243,668
16	215,432	244,481
17	216,955	245,192
18	218,580	245,801

別表第5（第5条、第16条関係）  
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6,800
2	13,600
3	20,400
4	27,200

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（報酬等の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

# 規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 埼玉県人事委員会規則七―一〇九五

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

### 別表第一中

309,200円	51,100円
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	51,100
309,200	49,300
309,200	47,500
309,200	45,700
309,200	43,900
309,200	42,100
309,200	40,300
309,200	38,500
309,200	36,700
309,200	35,300
309,200	33,900
305,900	32,500
302,600	31,100
299,300	29,700
296,000	28,300
292,700	26,900
279,700	26,300
265,700	25,700
252,200	24,700
238,300	24,100
224,600	23,500
207,000	22,900
189,900	22,300
172,600	21,500
155,000	21,200

を

310,000円	51,600円
310,000	51,600
310,000	51,600
310,000	51,600
310,000	51,600
310,000	51,600
310,000	51,600
310,000	49,800
310,000	48,000
310,000	46,200
310,000	44,400
310,000	42,600
310,000	40,800
310,000	39,000
310,000	37,200
310,000	35,800
310,000	34,400
306,700	33,000
303,400	31,600
300,100	30,200
296,800	28,800
293,500	27,400
281,500	26,800
268,000	26,200
254,500	25,200
241,000	24,600
227,500	24,000
210,500	23,400
193,500	22,800

に改める。

176,500	22,000
159,500	21,700
142,000	21,300
124,500	20,700
107,000	19,800
87,000	18,900
67,000	18,200

### 別表第二中

35,800円	
35,800	
35,800	
35,800	
35,800	
34,500	
33,300	
32,000	
30,700	
29,500	
28,200	
27,000	
25,700	
24,700	
23,700	
22,800	
21,800	
20,800	
19,800	
18,800	
18,400	
18,000	
17,300	
16,900	
16,500	
16,000	
15,600	
15,100	

を

36,100円	
36,100	
36,100	
36,100	
36,100	
36,100	
34,900	
33,600	
32,300	
31,100	
29,800	
28,600	
27,300	
26,000	
25,100	
24,100	
23,100	
22,100	
21,100	
20,200	
19,200	
18,800	
18,300	
17,600	
17,200	
16,800	
16,400	

に改める。

16,000	
15,400	
15,200	
14,900	
14,500	
13,900	
13,200	
12,700	

14,800	
14,600	
14,100	
13,500	
12,900	
12,400	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇九六

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百五」を「百分の二百十五」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

## 規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇九七

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、添付すべき書類を任命権者に提出するとともに、同項の配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

#### 附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百五」を「百分の二百十五」に、「百分の二百四十五」を「百分の二百五十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十二・五」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

## 規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、添付すべき書類を任命権者に提出するとともに、同項の配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、学校職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

#### 附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

# 規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

## 埼玉県教育委員会規則第九号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第

三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	403,541円	325,433円	371,343円	299,431円	369,210円	297,603円	422,332円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

## 附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一

日から適用する。

(報酬等の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

埼玉県訓令第十三号

訓令

本 庁  
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400

80	240,700	263,900	294,200	319,700		37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
81	240,900	264,100	294,600	320,000		38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
82	241,200	264,400	295,000	320,300		39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
83	241,500	264,700	295,400	320,600		40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
84	241,700	264,900	295,900	320,800		41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
85	241,900	265,100	296,200	321,000		42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
86	242,200	265,300	296,700	321,300		43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
87	242,500	265,600	297,200	321,600		44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
88	242,700	265,900	297,700	321,800		45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
89	242,900	266,100	298,000	322,000		46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
90	243,200	266,300	298,500	322,300		47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
91	243,500	266,600	299,000	322,600		48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
92	243,700	266,800	299,300	322,900		49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
93	243,900	267,100	299,700	323,100		50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
94	244,200	267,400	300,200	323,400		51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700		52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
96	244,700	267,900	301,200	323,900		53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
97	244,900	268,100	301,500	324,100		54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
98	245,200	268,400	301,900	324,400		55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
99	245,400	268,600	302,400	324,700		56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
100	245,700	268,900	302,900	324,900		57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
101	245,900	269,100	303,300	325,100		58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
102	246,100	269,300	303,700			59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
103	246,400	269,600	304,000			60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
104	246,700	269,900	304,300			61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
105	246,900	270,100	304,600			62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
106	247,200	270,300	305,000			63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
107	247,500	270,600	305,300			64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
108	247,700	270,800	305,700			65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
109	247,900	271,100	306,000			66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
110	248,200	271,400	306,400			67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
111	248,500	271,700	306,800			68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
112	248,700	271,900	307,100			69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
113	248,900	272,100	307,300			70	238,100	261,400	289,800	316,000	
114	249,200	272,400	307,600			71	238,400	261,700	290,300	316,500	
115	249,500	272,600	307,900			72	238,700	261,900	290,800	317,000	
116	249,700	272,800	308,100			73	238,900	262,100	291,300	317,300	
117	249,900	273,100	308,300			74	239,200	262,400	291,800	317,800	
118	250,200	273,400	308,600			75	239,500	262,700	292,200	318,300	
119	250,500	273,700	308,900			76	239,700	262,900	292,600	318,700	
120	250,700	273,900	309,100			77	239,900	263,100	293,000	318,900	
						78	240,200	263,400	293,400	319,200	
						79	240,500	263,700	293,800	319,400	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額  
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### (補則)

3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県教育委員会訓令第3号

訓令

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400

80	240,700	263,900	294,200	319,700		37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
81	240,900	264,100	294,600	320,000		38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
82	241,200	264,400	295,000	320,300		39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
83	241,500	264,700	295,400	320,600		40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
84	241,700	264,900	295,900	320,800							
						41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
85	241,900	265,100	296,200	321,000		42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
86	242,200	265,300	296,700	321,300		43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
87	242,500	265,600	297,200	321,600		44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
88	242,700	265,900	297,700	321,800							
						45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
89	242,900	266,100	298,000	322,000		46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
90	243,200	266,300	298,500	322,300		47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
91	243,500	266,600	299,000	322,600		48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
92	243,700	266,800	299,300	322,900							
						49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
93	243,900	267,100	299,700	323,100		50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
94	244,200	267,400	300,200	323,400		51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700		52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
96	244,700	267,900	301,200	323,900							
						53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
97	244,900	268,100	301,500	324,100		54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
98	245,200	268,400	301,900	324,400		55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
99	245,400	268,600	302,400	324,700		56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
100	245,700	268,900	302,900	324,900							
						57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
101	245,900	269,100	303,300	325,100		58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
102	246,100	269,300	303,700			59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
103	246,400	269,600	304,000			60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
104	246,700	269,900	304,300								
						61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
105	246,900	270,100	304,600			62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
106	247,200	270,300	305,000			63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
107	247,500	270,600	305,300			64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
108	247,700	270,800	305,700								
						65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
109	247,900	271,100	306,000			66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
110	248,200	271,400	306,400			67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
111	248,500	271,700	306,800			68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
112	248,700	271,900	307,100								
						69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
113	248,900	272,100	307,300			70	238,100	261,400	289,800	316,000	
114	249,200	272,400	307,600			71	238,400	261,700	290,300	316,500	
115	249,500	272,600	307,900			72	238,700	261,900	290,800	317,000	
116	249,700	272,800	308,100								
						73	238,900	262,100	291,300	317,300	
117	249,900	273,100	308,300			74	239,200	262,400	291,800	317,800	
118	250,200	273,400	308,600			75	239,500	262,700	292,200	318,300	
119	250,500	273,700	308,900			76	239,700	262,900	292,600	318,700	
120	250,700	273,900	309,100								
						77	239,900	263,100	293,000	318,900	
						78	240,200	263,400	293,400	319,200	
						79	240,500	263,700	293,800	319,400	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 附 則

### （施行期日等）

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

### （給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

### （補則）

3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

第二条の三第一項の表中備考以外の部分を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企 業 職 給 料 表 （一）

職員の 区分	職務の級										
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000	
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900	
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000	
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100	
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200	
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500	
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000	
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400	
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800	
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600	
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400	
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300	
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000	
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400	
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700	
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800	
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100		
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600		
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100		
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200		
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300		
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500		
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700		
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700		
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600		
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500		
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400		
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200		
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100		
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800		
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300		



別表第二（第二条関係）

企業職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

77	239,900	263,100	293,000	318,900	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
78	240,200	263,400	293,400	319,200	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
79	240,500	263,700	293,800	319,400	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
80	240,700	263,900	294,200	319,700	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
81	240,900	264,100	294,600	320,000	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
82	241,200	264,400	295,000	320,300	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
83	241,500	264,700	295,400	320,600	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
84	241,700	264,900	295,900	320,800	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
85	241,900	265,100	296,200	321,000	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
86	242,200	265,300	296,700	321,300	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
87	242,500	265,600	297,200	321,600	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
88	242,700	265,900	297,700	321,800	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
89	242,900	266,100	298,000	322,000	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
90	243,200	266,300	298,500	322,300	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
91	243,500	266,600	299,000	322,600	51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
92	243,700	266,800	299,300	322,900	52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
93	243,900	267,100	299,700	323,100	53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
94	244,200	267,400	300,200	323,400	54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
95	244,500	267,700	300,700	323,700	55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
96	244,700	267,900	301,200	323,900	56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
97	244,900	268,100	301,500	324,100	57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
98	245,200	268,400	301,900	324,400	58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
99	245,400	268,600	302,400	324,700	59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
100	245,700	268,900	302,900	324,900	60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
101	245,900	269,100	303,300	325,100	61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
102	246,100	269,300	303,700		62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
103	246,400	269,600	304,000		63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
104	246,700	269,900	304,300		64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
105	246,900	270,100	304,600		65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
106	247,200	270,300	305,000		66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
107	247,500	270,600	305,300		67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
108	247,700	270,800	305,700		68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
109	247,900	271,100	306,000		69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
110	248,200	271,400	306,400		70	238,100	261,400	289,800	316,000	
111	248,500	271,700	306,800		71	238,400	261,700	290,300	316,500	
112	248,700	271,900	307,100		72	238,700	261,900	290,800	317,000	
113	248,900	272,100	307,300		73	238,900	262,100	291,300	317,300	
114	249,200	272,400	307,600		74	239,200	262,400	291,800	317,800	
115	249,500	272,600	307,900		75	239,500	262,700	292,200	318,300	
116	249,700	272,800	308,100		76	239,700	262,900	292,600	318,700	

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	190,953	229,144
2	192,680	230,261
3	194,305	231,378
4	195,930	232,496
5	197,555	233,613
6	199,282	234,730
7	200,907	235,847
8	202,532	236,965
9	204,157	238,082
10	205,884	239,098
11	207,611	240,113
12	209,337	241,027
13	210,658	241,942
14	212,283	242,856
15	213,908	243,668
16	215,432	244,481
17	216,955	245,192
18	218,580	245,801
19	220,205	246,411
20	221,831	247,020
21	223,456	247,630
22	225,182	248,239
23	226,503	248,848
24	227,823	249,356
25	229,144	249,864

別表第十及び別表第十一を次のように改める。

117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
1	円 6,800
2	13,600
3	20,400
4	27,200

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業職員給与規程（附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

2 令和六年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五

号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中備考以外の部分を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	

77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700						37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000						38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300						39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500						40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700						41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000						42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300						43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500						44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700						45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500							46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800							47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000							48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200							49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500							50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800							51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000							52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200							53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
94		299,400	347,400									54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
95		299,700	347,800									55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
96		300,100	348,200									56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
97		300,300	348,400									57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
98		300,600	348,800									58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
99		301,000	349,200									59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
100		301,400	349,500									60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
101		301,600	349,800									61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
102		301,900	350,200									62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
103		302,200	350,600									63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
104		302,500	351,000									64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
105		302,700	351,500									65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
106		303,000	351,900									66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
107		303,300	352,300									67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
108		303,600	352,700									68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
109		303,800	353,200									69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
110		304,200	353,600									70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
111		304,600	353,900									71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
112		304,900	354,200									72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
113		305,100	354,700									73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
114		305,300										74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
115		305,600										75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
116		306,000										76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			

定年前  
再任用  
短時間  
勤務職  
員以外  
の職員



別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）  
報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6,800
2	13,600
3	20,400
4	27,200

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程（附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

2 令和六年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか16施設で使用する電気 予定使用電力量1,068,411キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年10月18日

4 落札者の氏名及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

5 落札金額

46,674,342円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月27日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―二四―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下高萩新田字堀添六番一外十四筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百四十六・四九立方メートル

浸透効果量 〇・一〇二四立方メートル毎秒

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県坂戸市千代田一丁目一番一号

坂戸市長 石川 清

ロ 敷地の位置

埼玉県坂戸市伊豆の山町十七番一の一部

ハ 建築物の用途

地方公共団体の支庁又は支所

二 意見の聴取の期日

令和六年十二月二十七日（金）

午後一時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県坂戸市千代田一丁目一番一号

坂戸市役所 四〇二会議室

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十六号

吉川市から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十七号

白岡市から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百三十八号

加須市から加須都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務	サンエス警備保障株式会社 千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号	令和六年十二月一日から令和七年十一月三十日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十二月一日

三 委託をした日

令和六年十一月一日

# 告 示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分 政 勝

第一号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和六年十二月十三日			埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番二、二千六百六十六番二十五、二千六百六十六番四十四及び二千六百六十六番二十四、二千六百六十六番二十六、五千九十二番五の一部	埼玉県川越建築安全センター

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 7,689 トン（月間最大予定数量 1,497 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県公営企業告示第10号）に基づき、業種区分が「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日（火）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日（水）午前9時から令和7年2月26日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日（木）午前9時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和7年2月5日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 7,689 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 454 トン（月間最大予定数量 79 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分が「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

## 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和 7 年 1 月 14 日（火）午後 4 時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 17 日（金）午後 4 時まで、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和 7 年 2 月 19 日（水）午前 9 時から令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 4 時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 9 時 30 分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、

以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和7年2月5日(水)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 1 water filtration plant, total of 454 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 2,851 トン（月間最大予定数量 503 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

江南中継ポンプ所

高倉中継ポンプ所

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日（火）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日（水）午前9時から令和7年2月26日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに出す（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日（木）午前10時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

## (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和7年2月5日(水)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

## (4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 手続における交渉の有無

無

## (8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所

定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 4 water filtration plants and 2 relay pump stations,  
total of 2,851 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants  
Konan and Takakura Relay Pump Stations

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants and relay pump stations.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 529 トン（月間最大予定数量 150 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認す

ること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日(火)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日(水)午前9時から令和7年2月26日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日(木)午前10時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額

に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Wet Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 529 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 930 トン（月間最大予定数量 293 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日(火)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日(水)午前9時から令和7年2月26日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日(木)午前11時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 930 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 865 トン（月間最大予定数量 236 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日（火）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日（金）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日（水）午前9時から令和7年2月26日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日（木）午前11時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和7年2月5日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 865 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1,305 トン  
（月間最大予定数量 521 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### （1）提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### （2）提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### （3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### （4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### （5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### （1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認す

ること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日(火)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日(水)午前9時から令和7年2月26日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日(木)午後2時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額

に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和7年2月5日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Ultra-high Basicity Polyaluminium Chloride, 2 water filtration plants,  
total of 1,305 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Showa Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 81 トン  
（月間最大予定数量 40 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和 6 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

#### (1) 提出期限

令和7年2月5日（水）午後4時（必着）

#### (2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和7年2月18日（火）までにシステム又は郵送により行う。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和7年1月14日(火)午後4時(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和7年2月19日(水)午前9時から令和7年2月26日(水)午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合(システム未登録の者に限る)

5(3)に定める機関に入札書(別添様式2)を期限までに提出する(必着)。

なお、書留郵便(一般書留又は簡易書留)又はレターパックプラスによること(持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

(機関名) 埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

(電話番号) 048-830-7038(直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和7年2月27日(木)午後2時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### （3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 4 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

#### （4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

#### （5）契約書作成の要否

要

#### （6）落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

#### （7）手続における交渉の有無

無

#### （8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

High-Performance Wet Powdered Activated Carbon, 1 water filtration plant,  
total of 81 tons

(2) Delivery destination:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From April 1, 2025 to September 30, 2025

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900(JST)] on February 5, 2025

(5) Deadline for bids:

16:00[+0900(JST)] on February 26, 2025

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)